

# しんち 号外 広報

## 昭和47年度 国民健康保険 事業特集

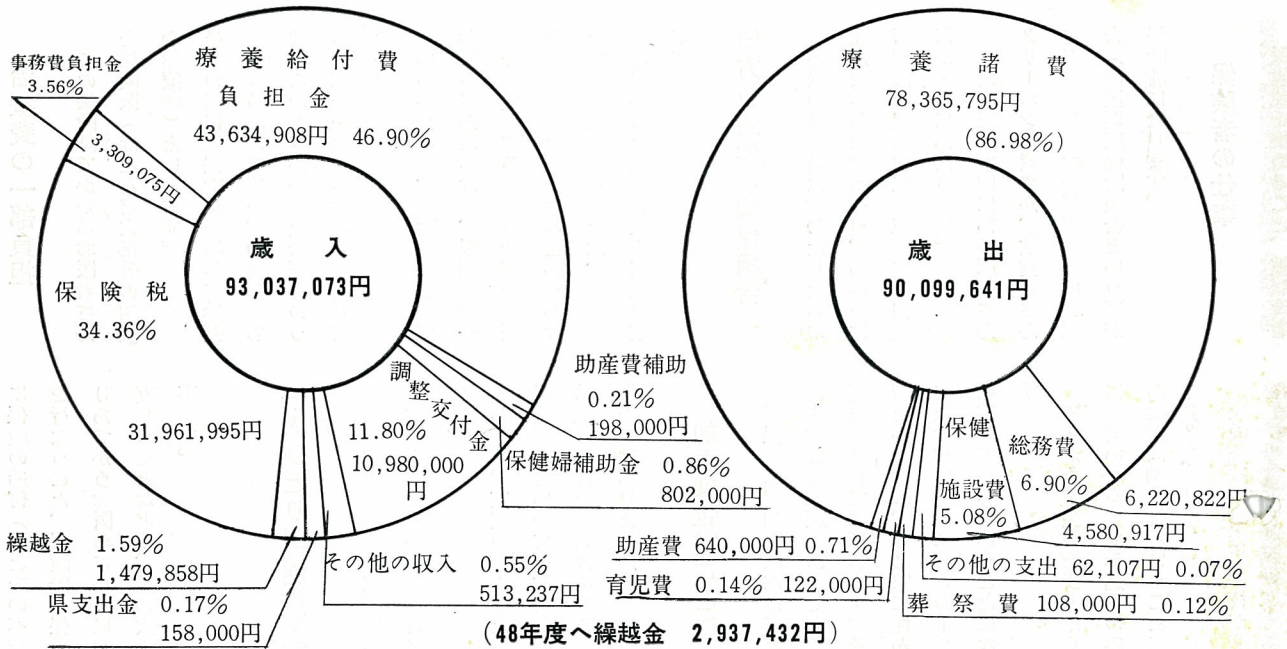
### 保険税はどこへ？ ほとんどが療養諸費に

お医者さんにかかったとき、みなさんは、老人と乳児以外のかたは医療費の一部（三割）だけを直接お医者さんの窓口を支払ってきませんが、残りの医療費もみなさんの納めている保険税と国の補助金によってまかなわれているのです。

このほど昭和四十七年度の国民健康保険事業の決算がまとまりましたが、これは昭和四十七年度一年間の町民のみなさんの健康を追求し、やまなかつた努力の記録ともいべきものです。

療養諸費（医療費など）に、みなさんが納めている保険税総額三千百九十六万二千円（約二・五倍にあたる七千八百三十六万六千円）を支出しており、これは歳出総額九千九万九千六百四十一円の八十七・〇％にあたり歳出総額のほとんどが療養諸費に支払われています。

### 昭和47年度 国民健康保険決算内訳



### 国民健康保険とは！

もし、国民健康保険がなかったら、わたくしたちの生活はどうなっているでしょう。

みんなそろって、元気なときは問題がありません。しかし、家族のだれかが寝ついた場合、大きな額にのぼる医療費の負担に耐え切ることができましようか。また健康保険がなかったら一家に長わすらいの人ができる。それは悲惨なものでした。ことにその頃は死病といわれた結核が猛威をふるっていた時代です。医療費のため何もかも売り払って、どうにもしょうのない貧乏のどん底に落ちこむというような家庭がいっぱいあったのです。

国民健康保険はもともとこういうことを防ごうとして生れた制度で、お互いが平素から掛金（保険税）を出し合い、これに国や町も負担して、病气やけがのとき助け合おうという精神から始まった相互扶助の組織です。なかには「高い保険税を払うだけ丸損だ」などと思う人がいるかも知れませんが、しかしいざというときにほんとうにわたしたちを守ってくれるのが国民健康保険なのです。

〈歳入〉

国民健康保険税
現年課税分と滞納繰越分で三千
百九十六万九千九百九十五円
国庫支出金
事務費負担金・療養給付費負担
金・保健婦補助金などで五千八百
九十二万九千八百三十三円
県支出金
療養給付改善補助金・保健活動
補助金で十五万八千円
繰越金
百四十七万九千八百五十八円
その他の収入
延滞金・予金利息などで五十一
万三千二百三十七円

〈歳入〉

総務費
一般管理費・連合会負担金など
で六百二十二万八千二百二十一
円
療養給付費
療養費助産諸費・育児諸費
祭諸費で七千九百二十三万五千七
百五十五円
保健施設費
保健婦設置費・疾病予防費で四
百五十八万九千九百七十七円
諸支出金

保険税還付金・償還金・還付加
算金などで六万二千七百円

被保険者と

治療費の一部負担

この保険証でかかるお医者さん
を保険医(ほとんど大部分の病院
や診療所)といいます。
その窓口で保険証を出して診療
を受けるわけですが、わたしたち
は、このときかかった治療費のう
ち一部分を負担しなければならま
せん。
いしかえると、保険証をもって
お医者さんにいけば、医療費の一
部分を負担するだけで診療や治療
を受けることができるというわけ
です。国保のしくみとは、おおよ
っぱにいうと以上のようになりま
す。

加入は世帯ごと

国保では、加入は世帯ごとにし
ます。何人家族であっても、一家
族をひととして計算します。その世
帯というのは、同じ家に住んでい
て家計がいっしょのもの一ふつう
は肉親どうしということになりま
す。
ですから、生活をまったく同じ
にしているも、住み込みの店員さ
んなどは別世帯ということになり
ます。
保険証は一世帯に一枚が交付さ
れます。

加入は世帯ごと

国保では、加入は世帯ごとにし
ます。何人家族であっても、一家
族をひととして計算します。その世
帯というのは、同じ家に住んでい
て家計がいっしょのもの一ふつう
は肉親どうしということになりま
す。
ですから、生活をまったく同じ
にしているも、住み込みの店員さ
んなどは別世帯ということになり
ます。
保険証は一世帯に一枚が交付さ
れます。

加入は世帯ごと

国保では、加入は世帯ごとにし
ます。何人家族であっても、一家
族をひととして計算します。その世
帯というのは、同じ家に住んでい
て家計がいっしょのもの一ふつう
は肉親どうしということになりま
す。
ですから、生活をまったく同じ
にしているも、住み込みの店員さ
んなどは別世帯ということになり
ます。
保険証は一世帯に一枚が交付さ
れます。

保険税はのぼしたくない
それにはまず健康

町の税金の中で保険税は、高く
と思われていますが、これはおた
がいにお金がかかっています。
「どうすれば税金が高くなるな
いのですか」それは病気をすくな
くすることが第一です。健康であ
れば医療費はすくなく済みます。
に支払うお金が少なくなれば保険
税も安くなることは間違いないこ

47年度の
保険税について

国民健康保険事業は住民の医療
福祉の向上と健康の保持増進に寄
与することを目的で設置されてい
る独立会計で、医療費を中心にし
て支出額を決定し、それに必要な

47年度の
保険税について

国民健康保険事業は住民の医療
福祉の向上と健康の保持増進に寄
与することを目的で設置されてい
る独立会計で、医療費を中心にし
て支出額を決定し、それに必要な

国保でやって
もらえなこと

国保に加入し被保険者となると
次のことがやってもらえます。
1 医療費の七割を負担
病気やケガでお医者さんにかか
ったとき、医療費の七割を国保で
負担して払ってくれます。(三割
は自己負担)
2 高額療養費の支給
医療費の自己負担額が、一人一
カ月、一つの病院、診療所につい
て三万円をこえた場合は、そのこ
えた分は全額、国保で負担してく
れます。(実施月日昭和四十九年
四月一日)
3 子どもが生まれたとき
給付金の支給を受けられます。
4 加入者が死んだとき給付金の
支給を受けられます。

金額のきめ方

あなたの前年度の所得(譲渡所
得を含む)と固定資産税および家
族の人員などを基礎にして算出さ
れます。ただし、保険税の年額の
最高は昭和四十八年度分で八万円
です。

最近5ヶ年間の保険給付費と保険税の推移

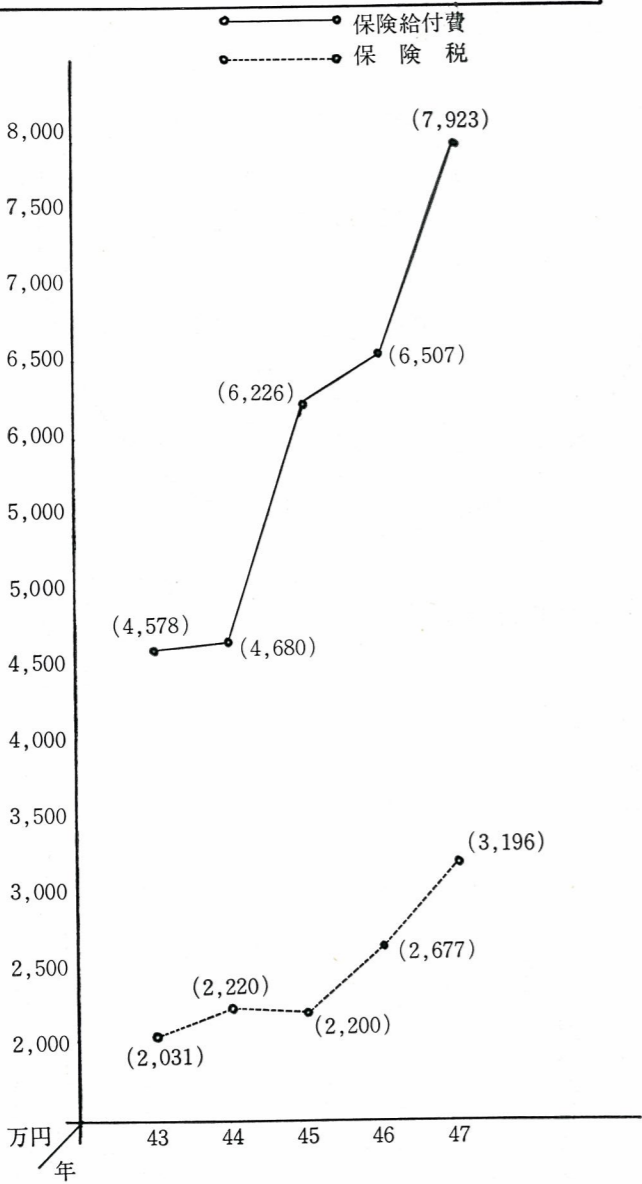
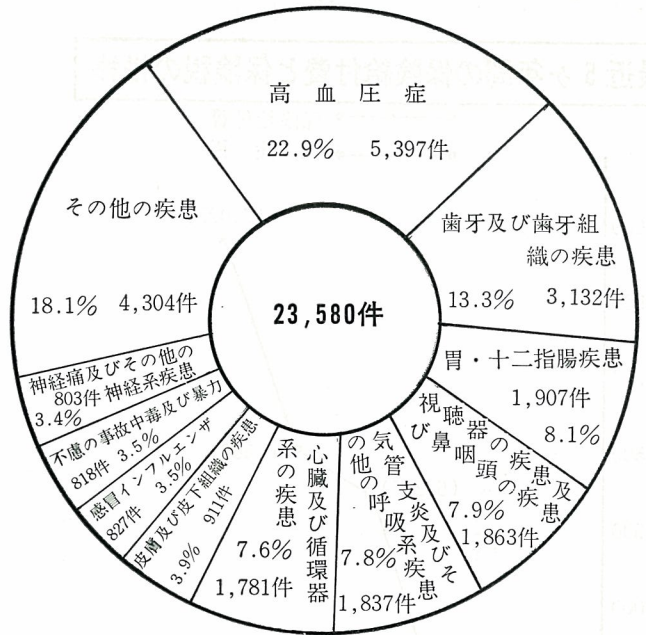


Table with 2 columns: Year (年), Insurance Benefit Payments (保険給付費), Insurance Tax (保険税). Data points: 43 (4,578, 2,031), 44 (6,226, 2,220), 45 (6,507, 2,200), 46 (6,507, 2,677), 47 (7,923, 3,196).

### 昭和47年度 国保診療主要疾病分類表



### おとしよりの医療費

満七十歳以上のおとしよりおよび六十五歳以上の寝たきり老人(日常生活にいちじるしい障害をうける障害者)は、医療費は無料でお医者さんにかかれます。

現在、国保でお医者さんにかかる場合医療費の三割を自己負担す

ることになっていますが、この自己負担分を公の費用で肩代りしてとかく病気がちのおとしよりに必要な医療を十分うけてもらい健康を守ってもらおう、という趣旨で老人医療費の無料化が実現したわけです。

この三割は国が三分の二、都道府県、市町村がそれぞれ六分の一ずつ負担します。

### 治療よりは予防を

治療よりは予防こそ大切です。ふだんから体力を充実させておけば、少々の病気は受けつけません。そのためには平素の心がけが大切です。

夜ふかしをやめ、睡眠と休養を十分とって過労をさけること、偏食をやめて、あらゆる食物をまん

べんなくとること、適度の運動をしてからだを鍛えること、などを心がけましょう。

### 薬の盲信を

#### やめましょう

病気を治すものは決して薬ではなく、私たち自身のからだです。平素から体力充実を心がけましょう。

### お医者さんのかかり方

病気になるったり、体力の回復をはかることが大切です。薬へ盲信をやめましょう。

### お医者さんを

#### 信頼しましょう

かかっているお医者さんを信頼し、すべてをまかせざる心構えが

大切です。

◇◇◇もあの先生のやることは、ななど疑ってばかりいたら、治る病気も治らなくなりませぬ。病気のちよとした変化に一喜一憂し、お医者さんを渡り歩く、などということとは、まったく馬鹿げたことです。

お医者さんを信じましょう。その上で、どうしてもやり方が納得できないという場合は転医もやむを得ないでしょう。

### 家庭医を

#### 持ちましょう

ふだんから、家族のからだの状態をよく知っていて、一家の健康を管理してくれる家庭医をもちましょう。

### 健康診断を

#### 受けましょう

健康診断を受ける機会があったら、面倒がらず進んで受けるようにしましょう。特に中年過ぎたらこの心構えが大切です。

### よい患者に

#### なりましょう

忙しいお医者さんの立場に立っ

てものを考える、よい患者になりましょう。

たとえば、時間外受診や深夜受診、休日受診などは、お医者さんにとって迷惑の上ないことです。突発的な病気やケガは別として、ふつう病気には必ず何らかの前触れがあります。土曜からすこしおかし、というような場合、明日は日曜日ということを考慮に入れて土曜のうちに治療をすませ、というふうに、すこし注意深くさえあれば、休日受診をさけることは決して不可能ではありません。深夜受診なども同様です。

### 必ず保険証を

#### 持参のこと

病気やケガでお医者さんにかかるときは、必ず保険証(正しくは被保険者証)を持参して、保険を扱う病院や診療所でみてもらうのが原則です。

保険証を持参しない場合、国保扱いで診療を受けられません。こういうときは全額自分で支払って療養費払の手続が必要です。

